

# 委員会活動報告

本会議で付託された議案等について、**総務委員会・教育厚生委員会・予算審査特別委員会及び懲罰特別委員会**を開き、審査等を行いましたのでその概要をお知らせします。  
なお、各議案の内容（ピックアップ）については、一部掲載です。  
（産業建設委員会には付託案件はありませんでした。）

## 総務委員会

審査件数5件

● **第34号 島原市交通災害共済基金条例の全部を改正する条例【可決】**

**pick up**  
島原市安全安心基金を設置する

Q LED防犯灯の市内の数はどれくらいか。また、交換すると基金残高の約6千万円で足りるのか。

A 今後、取り換えなければいけない電球が約3千個あり、1器当たり約2万円かかるので、最終的に約6千万円の費用がかかってくる。

Q 説明では、廃止して新たな条例をつくと聞いていたが、なぜ全部を改正することになったのか。

A 島原市交通災害共済事業を廃止したことに伴い、基金の活用方法を検討するための検討委員会を設置した。その検討委員会からはこの基金は一般会計に繰り入れないで、新たなものに対して活用してほしいとの意見をいただいているので、全部改正を行っている。

● **第35号 島原市税条例等の一部を改正する条例【可決】**

**pick up**  
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しを行う

Q 男性の寡夫がひとり親に改正された理由は何か。

A 男性の寡夫控除は死別、離別等の理由により、家族の生計を支えていかなければならない者に対して税制上の配慮を行う仕組みであるが、未婚のひとり親は含まれていなかった。

しかしながら、未婚のひとり親であっても経済的に苦しい状況は同じであり、過去の婚姻歴の有無で区別するのは不公平との議論がなされ、今回、女性の寡婦控除と同等の所得控除や個人住民税の非課税措置の対象に加えられた。

● **第36号 島原市手数料条例の一部を改正する条例【可決】**

**pick up**  
個人番号の通知カードが廃止される

Q 個人番号の通知カードについては再交付をしなくなるということだが今後、紛失した方が再交付を受ける場合はどのようにしたらいいのか。

A 通知カードを紛失した場合は、マイナンバーカードを申請していただくか、マイナンバーが入っている住民票をとっていただくことで、ご自分の番号は確認できる。



マイナンバーカード（表）



マイナンバーカード（裏）

● **第42号 島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例【可決】**

**pick up**  
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する規定を整備する

Q 減免の対象が「新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯」ということだが、本市には対象者はいないと理解していいか。  
A 現状では対象者はいない。

● **請願第1号 「核兵器禁止条約」に関する請願【不採択】**

【反対討論】 ・確かに長崎は被爆県であるが、ここで核兵器禁止条約をすぐさま承認することが本当にいいのかまだわからない部分がある。  
・世界の情勢を見た段階で賛成することはできない。

【賛成討論】 ・核の傘に依存している世界というのは、まだまだ平和に対しては発展途上だと思う。島原市は非核宣言都市であり、核兵器禁止条約に対しての署名・批准を求める意見書を出す行動は言動の一致の証である。そのことが市民、国民に対して被爆県長崎の一自治体としての意思表示、行動だと思ふ。

## 教育厚生委員会

審査件数6件

●第37号 島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

Q 特定地域型保育事業について。

A 本市では、保育所や認定こども園で、0から2歳児までの受け入れが十分なされており、特定地域型保育事業を認可する必要がなく、この条例の対象となる事業所はない。

●第38号 島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

Q この条例の概要について。

A 家庭的保育事業等について、市が認可する際の基準を定めたもの。本市には、この条例の対象となる家庭的保育事業等を行う事業所はない。

●第39号 島原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

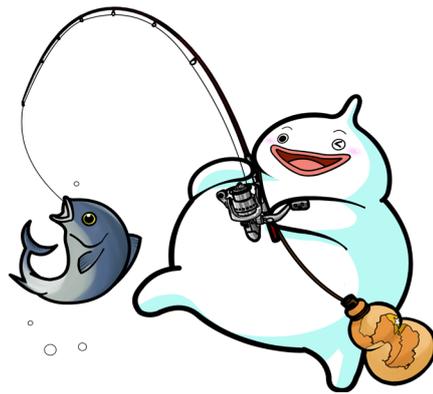
pick up  
放課後児童支援員が修了すべき研修の実施主体に中核市を加える

Q 放課後児童支援員は、本市に何名いるのか。

A 令和2年3月末時点で、資格取得者は36名である。

Q 放課後児童支援員を増やしていきたいと考えているのか。

A 資格研修受講の機会があれば、受けていただきたいと考えている。



●第40号 長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について【可決】

pick up  
長崎県病院企業団で共同処理する事務から居宅介護支援事業及び老人介護支援センター事業に関する事務を除き、規約を変更することについて協議したい

Q 規約変更の概要について。

A 長崎県病院企業団を構成する病院のうち、奈留医療センターで行われていた事業が廃止されたことに伴い、廃止された事業に関する条文を削除することなどである。

●第43号 令和2年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）【可決】

pick up  
予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、予算の総額を69億5161万8千円とする

Q 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯をどのくらい見込んでいるのか。

A 国民健康保険事業に加入する世帯が約8千世帯あるが、そのうち約2500世帯を対象と見込んでいる。

●第44号 令和2年度島原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）【可決】

pick up  
予算の総額に歳入歳出それぞれ1400万円を追加し、予算の総額を6億5004万4千円とする

Q 還付金対象者の見込みについて。

A 現在、被保険者が8244名おり、そのうち1098名が対象になると見込んでいる。

## 予算審査特別委員会

審査件数1件

●第41号 令和2年度島原市一般会計補正予算（第4号）【可決】

予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5140万円を追加し、予算の総額を286億3353万円とするもの。

審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。

### pick up (歳出)

交通遺児に対する見舞金の支給	30万円
道路橋の補修工事(5橋)	1800万円
安中地区自主防災会の備品等購入	200万円
三之沢地区お祭り用備品購入	120万円
平成町人工芝グラウンド改修工事	1億2740万円

Q 道路橋補修工事の5橋はどこか。

A 大三東の第二大野浜橋、津吹町の長貫入橋、湯江の戸鼻橋、高島二丁目の高島1号橋、西八幡町の白水川2号橋である。

Q 市内の橋りょうについて。

A 市内には269橋あり、142橋が設置年が不明である。今後、50年を超える橋りょうが8割、9割になるような状況である。

Q 秩父が浦公園入口の橋は結構危ない橋だと認識しているが、点検の結果はどうか。

A 鉄筋が腐食しコンクリートが破裂した状況になっている。大きな重量物を積んだ車が通ると危険だと思われるので修繕等の対応を行いたい。

Q 自主防災については、安中地区は非常に進んでいる。ほかの地区にどう広げていこうとしているのか。

A 今年度、白山地区を強化地区にお願いしており、自主防災会長の代表を推薦していただいている。自主防災会の地区ごとの会長会議を開催する予定であり、そこで地区の自主防災会の再編については、町内会長とは別に自主防災会会長を設定していただくようお願いしている。

Q 社会教育指導研修経費のコミュニケーション助成事業助成金について。

A 三之沢地区お祭りが実施するお祭り用の備品（みこし用の鈴繩、衣装等）の購入に対する補助である。

Q 平成町人工芝グラウンド改修工事の対象はどこか。また財源は。

A サッカーコート2面のうち、クラブハウス側の1面の人工芝を張り替える。全体の事業費1億2490万円のうち、totoの助成を2400万円、日本サッカー協会の助成を3000万円活用し、残り7090万円は過疎対策債を活用する。

Q その人工芝は整備をしてから何年になるのか。改修の必要があるのか。

A 平成24年4月に供用を開始しており、9年となる。省令で定めてある人工芝の耐用年数10年より使用期間が短い。年間を通じて各種大会や合宿等の誘致をしており、使用頻度が高い。人工芝の摩耗がひどく競技に支障が出ている状況である。また、今年が各種助成金を確実に活用できる機会であると捉えている。

※第65号議案は委員会付託なし

●第65号 令和2年度島原市一般会計補正予算（第5号）【可決】

予算の総額に歳入歳出それぞれ6096万円を追加し、予算の総額を286億9449万円とするもの。

pick up (歳出)

低所得のひとり親世帯に対して新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため臨時特別給付金の給付を行う

## 懲罰特別委員会

審査件数1件

●松坂昌應議員に対する懲罰動議【1日間の出席停止】

懲罰動議が提出された理由と経緯

・本会議場において携帯スマホにより許可なく写真撮影を行い議事進行の妨害を行った。また、本日開会前に開催した議会運営委員会において、先日の総務委員会の件については、松坂議員から提出された誓約書には、市議会会議規則を順守するとの文言も入っていた。その中でも辞職勧告や懲罰委員会の話もあつた中で、議事進行に差し障りのある行動をとったことについて、開会前の議会運営委員会の内容や、これまでの松坂議員への幾度かの懲罰の結果を踏まえて、今回は慎重に議論をしていただきたい。

懲罰を科すかどうかの協議内容

・今回の件はきっかけであり、その前の段階からいろいろあり、しかも誓約書を出したすぐ後にまた同じ事をやると、積み重なってきている。・議会運営委員会の件は別として、カメラの件のみで議論してほしい。

・今朝、「今後の自分の行動を見てほしい。絶対にしない。」というところで誓約書を出している。本当に反省しているのか。

・何かしらの懲罰が必要と考える。

・辞職勧告決議は懲罰に入らない。

懲罰の種類についての意見

・辞職勧告決議案は懲罰とは全く別で、議案を出して審議し、議決を諮るもの。辞職勧告決議案には法的な拘束力はない。

・議場における戒告は意味がない。議場における陳謝も前回やったが反省の姿勢がない。除名については、有権者から推薦を受けて議員になられているので、簡単に辞めさせるわけにはいかない。

・一定期間の出席停止を求めたい。

・出席停止の期間については、本日が最終日なので1日間となる。

懲罰の種類は、

- ① 公開の議場における戒告
- ② 公開の議場における陳謝
- ③ 一定期間の出席停止
- ④ 除名

とありますが、審査の結果、「1日間の出席停止」の懲罰が賛成多数で可決されました。